

2022年1月14日

秋山武夫

セミナースピーチ詳細

自己紹介

50年にわたり専ら国際法務の現場で活動、18年の丸紅勤務でアメリカの弁護士を使う立場から、また35年の弁護士事務所パートナーとしてサービスを提供する立場から、アメリカ司法と格闘してきたものです。今日の話はその総決算のようなものです。

目次

イントロダクション

「郷に入りては郷に従え」各国には独自の歴史や文化や慣習、価値感があり、それによって社会が成り立っているのだから、ある行為をどう処罰するかを含む法的判断はその行為がなされた国の法律によってのみなされるべきだ、このような伝統的な属地主義の考えが、今音を立てて崩れています。添付リストを見てください。日本の自動車部品メーカーが日本の自動車会社への販売に関し、日本で行ったカルテルでは、その部品を搭載した車が一部アメリカで販売されたことを根拠に、日本人幹部60人、日本の部品メーカー30社が刑事訴追の対象となりました。（日本で行われたカルテルで、間接輸出のケースです）30人が1-2年の禁固刑、執行猶予なしです。会社は23億2240万ドル（3250億円）の罰金を科せられました。（駐留米軍の思いやり予算が2100億円）その後提起された民事訴訟（クラスアクションによる3倍賠償）の和解金やディフェンスコストを含めると膨大な金（一兆円近い？）が日本からアメリカに流れたのではないのでしょうか。

ある国の法律を他国での行為に適用する、これが域外適用といわれているものです。これは単に実体法のみならず、アメリカの手続法にも従うということです。日本人（企業）の日本での行為が、アメリカの裁判所で、アメリカの法律をもとに、アメリカ人陪審員の持つ尺度や偏見で判断され、懲罰を科される。日本企業として、また日本国としてどう向かい合っていかなければならないか、これが今日のセミナーのテーマです。

刑事における域外適用

米国独禁法の分野において域外適用が最初に認められたのが 1945 年のアルコア判決です。第二次世界大戦のさなか、アメリカはすでに司法の国際化を見据えて対応してきたのです。実に 80 年近く前に遡ります。これにより、属地主義から効果主義（つまり行為地の法律のみならず、その行為の効果が発生した地）への転換がはかられたのです。

その後数多くの民事訴訟が提起されましたが、米国の反トラスト法の域外適用が刑事にまで及ぶのかが最初に問題となったケースが日本製紙事件です。日本製紙は、感熱紙の対米輸出をしていた他の日本メーカーと価格カルテルを結んだとして、1995 年米国司法省によって起訴されました。マサチューセッツ連邦地裁において日本製紙は、「起訴されている事実は専ら日本国内の行為であるところ、アメリカ反トラスト法はこと刑事に関しては米国国内の行為だけを処罰するものである」と主張、地裁ではこれが認められケースは却下されました。これに対し司法省が控訴、1997 年控訴審裁判所は、「民事事件と刑事事件を区別する理由はない」として地裁判決を覆し、最高裁も日本製紙の上告を棄却しました。これにより刑事法的にも米国が反トラスト法の域外適用を行うことが確認されました。

1990 年代まではいわゆる“*No Jail Policy*”のもと外国人（つまり個人に関しては）に対しては罰金刑のみで禁固刑が科せられることはありませんでした。しかしながら司法省はカルテル撲滅のためには、それに関わった高い地位の人を処罰することが重要と方針

が変わり 2000 年代に個人が収監されるケースが出てきました。最初のケースがソルビン酸カルテル事件です。このケースではチツソがカルテルを司法省に通報して判明、2001 年、ダイセル 4 名、上野製薬 3 名、日本合成 1 名、ヘキスト 1 名が起訴されました。全て役員クラスでしたが、ダイセルの一名（林仁志）だけは 40 歳前後の社員で、起訴された多くの社員が米国に出頭しない道を選びましたが、彼だけは任意に出頭したのです。逃亡者として日本国外に出られないのでは仕事に差し支える、若いので引退は出来ない、ということが理由であったといわれております。（犯罪人引き渡し条約の仕組みを説明）司法省も自ら渡米して禁固刑を受けるという世界初の例を歓迎し、3 か月の禁固、罰金 2 万ドルと寛大な措置で済ませました。そしてついに司法省最大の犯罪捜査、「自動車部品カルテル」事件にと続くのです。

上記自動車部品カルテル、ソルビン酸カルテル以外でも添付のようなケースで日本の会社が刑事訴追を受け罰金刑を科され、一部では個人が収監されております。味の素、協和発酵のリジンのケースは米国で映画化されております。（題名 Informant）日本企業のほぼ独占状態です。収監された個人のほとんどは日本人です。本当にこのような長期間にわたって広範囲な価格操作が日本の企業で行われ、他の国にはなかったのでしょうか。真実はわかりませんが、日本の企業文化や慣習が米国当局によって米国の基準で解釈され、つけ入れられたところも多いのではないかと感じております。例えば日本人は極端な対立は好みません。同業者間の集まりで価格についてのセンシティブな話題が出たときに、頭ではわかっているにもかかわらず明確に“No”と意思表示をする日本人は少ないと思います。“確かに今の価格安すぎますね”といった相手を気遣った発言で、米国でカルテル訴追をする状況がどんどん築き上げられてしまうわけです。謙譲の美德、これも困ったものです。“日本には謙譲の美德というものがあって”などと文化の違いを説明してもわかには納得してもらえないのです。裏を返せば、司法の国際化、司法の米国化に適切に対応するためにはそれがよいかどうかは別にして、日本の企業文化や慣習そのものを変えていかなければならないということです。残念ながらこれが現実です。

独禁法以外の域外適用もあります。

- ・天然ガス液化施設建設に関し、ナイジェリアで行われた贈賄事件では、日本のプラントメーカー並びに商社が米国で刑事訴追を受け、計2億7千480万ドル（650億円）の罰金を科されました。米国の国益が直接害されたわけではありませんが、商談がアメリカで行われたということでアメリカに管轄権ありとしたのです。米国は世界の警察官なのではないでしょうか。

- ・日本のケースではありませんが、中国の通信機器メーカーのハウウェイがイランへの輸出に関し米国通商法に違反したとして、同社副会長兼 CFO（創業者の娘）がカナダで拘束され、米国への犯罪人引渡の対象となりました。中国は対抗措置としてカナダ人外交官と企業家の身柄を拘束、デールが成立して双方解放されることになったわけですが、日本は中国と同じことは出来ません。

効果的な刑事訴追の制度

金融商品取引法違反や会社法の特別背任で起訴され、レバノンに密出国したカルロスゴーンのケースは皆さんの記憶に新しいと思われます。このケースでは日本の刑事訴訟制度の在り方が、諸外国より痛烈な批判を浴びることとなりました。弁護士の立ち合いなく長期拘留、自白の強制、99%の有罪率、といったことが、人質司法、代用監獄だとして、OECD 諸国の中で最低の人権尊重だと非難されました。ちなみにこのケース、「逃亡者」という題で映画化もされておりますので、皆さんご覧ください。

一方アメリカはどうでしょうか。

米国の刑事訴追制度は実に効率よく出来上がっております。それを支えるのが、大陪審と小陪審で、検察はこれを利用して事件の処理を進めます。

大陪審は伝統的に23人と人数が多いことから「大陪審」と呼ばれており、その役割は

被疑者を起訴するかどうかを決定することです。その過程で検察官は大陪審の名前で「召喚状、Subpoena」を関係者に出し、情報収集にあたります。召喚状を受け取ったものは、証言により本人が刑事訴追をされる恐れがない限り証言をし、関係資料も提出しなければなりません。これを拒否すれば司法妨害（Obstruction of Justice）として関係者自らが罰則の対象となってしまいます。通常ホワイトカラークライムは単独で行うものではなく関係者がおりますので、この召喚状により一人からの情報が得られれば犯罪の全貌が明らかになっていきます。

検察に与えられた第2の強力な武器が「免責特権」です。証言により本人が刑事訴追をされる恐れがある場合は、自己負罪拒否特権（黙秘権）を行使することができます。これに対抗する手段として被疑者に「免責特権」を与え、その事件に関し被疑者を刑事訴追しない、もしくは証言で得られた情報を本人の刑事訴追に使わないと検察が約束する代わりに、自白を強制することができます。（ロッキード事件では米国司法省は会長のコーチマンにこの免責特権を与え全貌を明らかにしました。）

小陪審は12人の陪審員により構成され、有罪か無罪かを決定します。陪審評決をするためには全員一致でなければなりません。多くの人が陪審制としてイメージするのはこの小陪審のことで、映画やドラマにも数多く登場します。例えば「12人の怒れる男」も小陪審をテーマにした物語です。被告が争い、小陪審により有罪となった場合、厳しい刑が待ち受けております。日本と異なりホワイトカラークライムでは多くの場合執行猶予はつきません。

また一つの犯罪を完結するためには多くの法律違反が含まれてしまいます。例えば後述する海外腐敗行為防止法（FCPA）に違反した場合ほかにも共謀罪（Conspiracy）組織犯罪（Racketeering）郵便通信詐欺（Mail & Wire Fraud）資金洗浄（Money Laundering）などで罰せられる可能性があります。罰金や量刑は個々に科せられますから合計すると天文学的なものとなる恐れも出てきます。そこで被疑者は自己の犯罪を

認めることと引き換えに、刑の減免を受ける交渉をおこなうのです。これが司法取引です。検察としても司法取引によって時間とコストを大幅に節約でき、(起訴の前後の早い段階で成立する) かつ陪審評決で敗訴する可能性を回避できればメリットとなるのです。そこでデールが成立、被疑者は司法取引の条件として、全ての事実を検察に開示することになります。複数の関係者が関与するカルテルなどは、一人の関係者から情報を入手できれば、それで関係する他の人や会社を摘発する証拠が得られることになり、一網打尽となります。同じ情報を何人もの被疑者から入手する必要はありません。検察との間で良い条件での司法取引を成立させるために、ヨーイドンで我先にと交渉に入ります。召喚状、免責特権、司法取引、などの制度により、効率よく費用もかからない、初期の段階での解決が実現しているのです。「疑わしきは罰せず、の原則の中で、日本での有罪率が 95%を超える、これは制度上の問題がある」といった諸外国の批判がありますが、米国でも司法取引に基づく有罪の率を加味すると、同じように 95%となります。五輪不正疑惑で逮捕された東京五輪組織委員会元理事の高橋氏や青木ホールディングスの青木氏、どうなるのでしょうか。被疑者本人の司法取引などはありません。最後まで戦うより Option はないのではないのでしょうか。国民の税金が費やされるのです。時間と金の無駄ではないのでしょうか？

小さな島国の村社会であった日本もどんどん国際化しており、犯罪も国際化しております。現在の制度疲労を起こした明治維新以来の刑事制度に頼るのではなく、国際基準での刑事訴追制度の構築に向けて真剣に取り組む時が来ております。特にホワイトカラークライムについては、犯罪の発見、捜査、刑事訴追のための効果的なシステムが構築されておらず、犯罪のほんの一部しか摘発できず、またうまく有罪にできたとしても多くのケースで執行猶予が与えられるといった状態です。これでは国の社会体制を守ることは出来ません。

民事における域外適用

A. 広い裁判管轄

近年米国では多くの州がロングアーム法（Long Arm Statute）を制定、管轄権を大幅に拡充する傾向にあります。被告がその州に存在していない場合でも、その州と事件との間に最低限の関係（ミニマムコンタクト）があれば州の管轄権を認めるというものです。（例えば契約の交渉がその州で行われたとか、対象商品が販売されたとか）米国の民事訴訟法では他州も外国も区別ありません。その結果日系企業がアツト驚くような州で被告として訴えられることになるのです。どこで訴えるかは訴訟を提起する側の原告が決めることになるのですから、原告は自分にとって有利な裁判所（もしくは被告にとって不利な裁判所）に訴えを提起することになります。①訴える前に時間をかけて準備をし、訴訟の進行が極端に早い裁判所（通称 Rocket Docket）に訴訟を提起し奇襲攻撃をかけ、相手には防御する時間を与えない、②裁判所の地域性から原告にとって有利な陪審員の組成を期待できる場所、を選ぶ、いわゆる法定地あさり（フォーラムショッピング）が戦術として利用されます。例えば特許訴訟などでは、テキサスの東部地区裁判所が盛んに選択されます。

この結果原告が自己に有利な裁判所で裁判を進めるため、事件とあまり関わりのない州で訴訟を提起するケースが多発し、これに歯止めをかける必要性が生じたわけです。それがフォーラムノンコンビニエンス（Forum Non-Convenience）で、訴訟を提起された裁判所が、自らの持つ裁判管轄権を行使せず、当事者の便宜や正義の実現の為によりふさわしいほかの裁判所に事件の処理を譲るというものです。

福島原発事故に関し、GEの設立州で、GEの本社が所在するマサチューセッツ州で福島県内の医師や実業家が提起した GE に対するクラスアクションで、ボストンの連邦地裁はフォーラムノンコンビニエンスを発動、あっさりと訴訟を却下したのです。

似て非なる米国と日本の民事訴訟

A. 民事訴訟による悪の退治→民活と訴訟の奨励

マクドナルドのドライブスルーで購入したコーヒーをこぼして火傷を負い、同社から 300 万ドル（4 億円）の「懲罰的損害賠償」を含む陪審評決を勝ち取った女性の例を耳にした方は多いと思います。「コーヒーをこぼしただけで 4 億円、コーヒーが熱いのは誰でもが知っていることではないか、訴訟大国アメリカ、クワバラ、クワバラ」当時の日本での受け止め方は大方このようなものだったと記憶しております。しかし真相はかなり違ったものでありました。裁判ではマクドナルド社が消費者の危険を度外視し、売り上げアップのためコーヒーを沸騰寸前の温度に保ち、十分な注意書きもなかったため、過去に同じようなケースが何百件も起きていたことが証拠開示手続きの中で明らかになったのです。売り上げが落ちるのを危惧し、根本的な対策をとらず、一件当たり 7-800 ドルとわずかな額を被害者に支払い和解で解決していたのでした。訴訟後同社はコーヒーの温度を下げ、カップに注意書きを添えるようになりました。それは同業者にも広がりました。その結果将来起こりうる同様の事故から何百何千という被害者が救われたのです。

懲罰的損害賠償は加害者の行為が著しく問題あると認められる場合に陪審の裁量により加害者に制裁を与え、将来の同様の行為を抑止する目的で、実損に加え、上乘せして支払うことを命じる制裁金のことで、受取人は原告個人です。金額も問題の深刻さや、加害者の資産能力を含む多くの要素を加味して決められます。

これに対し法律で予め制裁金の額が決まっているケースもあります。例えばカルテルなどの反トラスト法違反や特許の故意の侵害などでは、実損の 3 倍、政府に対する不正請求防止法（False Claims Act）では 2 倍の賠償金が認められております。

内部告発を奨励する制度もあります。オリンパスの米国子会社、米国オリンパスは医者

へのキックバックで医療保険期間に多大な損害を与えたとして不正請求防止法違反で訴えられ、6億3千万ドル（850億円）を支払って和解しました。社内のコンプライアンス責任者が内部告発訴訟を起こして明るみに出た事件で、彼はこれにより5100万ドル（70億円）の報酬を受けたとされております。国に代わって悪を成敗したということなのでしょう。

民事訴訟を促し悪を駆逐する制度やプラクティスとしてはクラスアクションや弁護士Fee成功報酬制度や訴訟ファンドもあげられます。アメリカ人は訴訟嫌いですが、政府が訴訟を奨励しているのです。

B. 保守的な損害認定

福島第一原発事故の例をとって話を進めましょう。東京電力福島第一原子力発電所に事故では津波によって電源が失われて原子力の冷却ができなくなり、原発事故としては最悪といわれるメルトダウンを発生せしめました。放射性物質が大気、土壌、海洋、地下水へと放出されました。近隣の住民10万人以上が避難することになり、事故から10年以上たった2021年秋の時点でも4万人の人が家に帰れずにいます。この事故に対し、約30の団体が東電や国に対し訴訟を起こしましたが、中でも3650人という最大の原告団を持つのが通称生業訴訟です。原告は、第一審で4億9千万円の損害賠償の判決を得、2020年9月の控訴審では第一審の倍以上の10億1千万円の賠償を勝ち取りました。勝利を喜ぶ原告団の姿が報道されていましたが、これは本当に喜ぶことなのでしょうか。3550人の原告（約100人の人が裁判中に亡くなりました）に対して10億円ですから、一人当たり30万円に届かない額です。原発事故により亡くなられた方、避難の過程で亡くなられた方、生計を絶たれた方、この人たちへの補償がなぜたったの30万円といった金額なのでしょうか。このことは日本における損害賠償のあり方の問題と根底にある考え方に関する象徴的な出来事の様にも思われます。

C. 米国民事制度に特徴的なもの

日系企業が最も注意しなければならないものの一つが証拠開示制度、Discovery です。相手方の求めに応じ弁護士秘匿特権等の例外を除き関連するすべてのメールや資料を証拠として提出しなければなりません。日本での一通のメールがアメリカの証拠開示手続きのもとで裁判所の前に持ちだされ、アメリカ人陪審員の持つ尺度や偏見で判断され刑事上の懲罰の決定的な証拠となるのです。

この様にして提出された書類のうち、相手方が特に関心を持つのがメールです。メールは口頭での交信に代えて使われるようなケースが多く、十分な注意をせずに書かれたり、正確でない表現が多く使われるからです。特に日本語の場合“いつもお世話になっております”とか“よろしく申し上げます”といった具体的な意味のない文章が使われたりします。同業者同士でこのような交信があった場合これがカルテルを証明する材料として使われることにもつながりかねません。詳しい法理論はここでは省かせて頂きますが、多くの場合このような書類提出命令の対象が親会社まで及ぶということです。稟議書の類も対象になります。日本の会社は、日本において米国の訴訟を意識して書類を作成することを日頃心掛けなければならないという皮肉な状態がここに存在するのです。

どうする日本

(日系企業)

今まで見てきたように、ロングアーム法や効果論に米国の管轄権は驚くほど拡大しております。

その結果日本企業の日本での行為が米国の裁判所で裁かれるのです。域外適用の問題は、単に

米国の実体法が日本企業に適用されるというよりは、むしろ米国の手続法によって日本

企業が米国で裁かれるということの重要性を示唆します。陪審裁判、懲罰的損害賠償、クラスアクション、証拠開示手続きはその一例です。特に無視できないのが証拠開示手続きです。裁判が始まってからの対応では遅いのです。日本企業の日本での活動も米国の証拠開示手続きを念頭に入れ普段の行動を行うことが重要です。

（日本国、法曹界）

日本の刑事手続き、今のままでは行き詰まりが来ます。召喚状、免責特権、司法取引を含めた効率の良い犯罪摘発や刑事訴追の制度を構築することが急務です。

同時に民事訴訟を奨励し、刑法違反とは言えないまでの悪質な行為に対し、被害を被った一般市民に訴訟を起こすインセンティブを与え、民事裁判によりこれを糾弾し、将来起こるかもしれない同じような問題を未然に防ごうという仕組みを構築することが望まれます。民間の訴訟を奨励するインセンティブとしては①大胆な損害賠償の認定、2倍、3倍賠償、懲罰的損害賠償、②クラスアクション、③内部告発報酬制度、④成功報酬制度や、投資家による訴訟参加（リティグーションファンド）などがあげられます。

「小さな政府」と「市民による社会防衛」の考え方です。

今ある損害賠償の額の認定にしても、これでは被害者が救われません。世の中に悪人がいる以上、聖徳大使の言う「和をもって尊し」は「物事の善悪に目をつむり、悪にも妥協する社会」「被害者が泣き寝入りする社会」、「悪人だけが得をする社会」を物語っているようです。「我が国の風土や慣習に合わない」はもはや時代遅れの言い訳にすぎません。司法の国境がなくなる。米国司法という黒船は日本の領海内まで来て大砲を撃ち続ける。鎖国状態の日本の司法、日本はこのままでよいのか。待ったなしの司法改革が急務です。

ケーススタディー

オリンピック 武藤、青木

統一教会関連法 配慮義務、行政の勧告、名前の公開
幼稚園児の車中での置き去り

以上